

# 比布町地域防災計画



地震災害対策編  
概要版

比布町防災会議

# 目 次

比布町地域防災計画地震災害対策編策定の目的.....	1
比布町地域防災計画地震災害対策編の構成.....	1
比布町地域防災計画地震災害対策編の概要.....	1
第1章 総 則 .....	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の構成.....	1
第3節 計画推進にあたっての基本となる事項 .....	1
第4節 計画の基本方針.....	1
第5節 比布町の地形、地質及び社会的現象.....	1
第6節 比布町及びその周辺における地震の発生状況.....	1
第7節 比布町における地震の想定.....	2
第2章 災害予防計画.....	3
第1節 住民の心構え .....	3
第2節 地震に強いまちづくり推進計画.....	4
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発 .....	4
第4節 防災訓練計画 .....	4
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	4
第6節 相互応援（受援）体制整備計画.....	4
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	4
第8節 避難体制整備計画 .....	4
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	4
第10節 火災予防計画.....	4
第11節 危険物等災害予防計画.....	4
第12節 建築物等災害予防計画.....	4
第13節 土砂災害予防計画 .....	4
第14節 液状化災害予防計画 .....	4
第15節 積雪・寒冷対策計画 .....	4
第16節 業務継続計画の策定 .....	4
第17節 複合災害に関する計画.....	4

第3章 災害応急対策計画.....	5
第1節 応急活動体制 .....	5
第2節 地震情報の伝達計画 .....	5
第3節 災害情報収集、伝達計画 .....	5
第4節 災害広報・情報提供計画 .....	5
第5節 避難対策計画 .....	5
第6節 救助救出計画 .....	5
第7節 地震火災等対策計画 .....	5
第8節 災害警備計画 .....	5
第9節 交通応急対策計画 .....	5
第10節 輸送計画 .....	5
第11節 ヘリコプター等活用計画 .....	5
第12節 食料供給計画 .....	5
第13節 給水計画 .....	5
第14節 衣料・生活必需物資供給計画 .....	5
第15節 石油類燃料供給計画 .....	5
第16節 生活関連施設対策計画 .....	5
第17節 医療救護計画 .....	5
第18節 防疫計画 .....	5
第19節 廃棄物処理等計画 .....	5
第20節 家庭動物等対策計画 .....	5
第21節 文教対策計画 .....	5
第22節 住宅対策計画 .....	5
第23節 被災建築物安全対策計画 .....	5
第24節 被災宅地安全対策計画 .....	5
第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 .....	5
第26節 障害物除去計画 .....	6
第27節 広域応援・受援計画 .....	6
第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 .....	6
第29節 防災ボランティアとの連携計画.....	6

第30節 害救助法の適用と実施.....	6
第4章 災害復旧計画.....	6

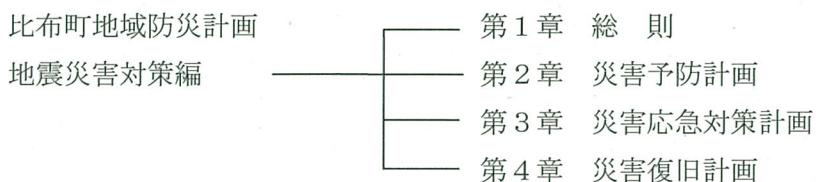
## **比布町地域防災計画地震災害対策編策定の目的**

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、比布町における地震災害に関し比布町防災会議が作成する計画で、比布町における防災対策の基本方針を示すものです。

この計画は、比布町と北海道、国、自衛隊、その他の関係機関が果たすべき役割や処理すべき事務などを定め、住民の生命、身体及び財産を災害等から保護する事を目的としています。

## **比布町地域防災計画地震災害対策編の構成**

この計画は、第1章から第4章により構成しています。



この計画に定められていない事項については、比布町地域防災計画一般災害対策編で定めている通りとします。

## **比布町地域防災計画地震災害対策編の概要**

### **第1章 総 則**

#### **第1節 計画策定の目的**

#### **第2節 計画の構成**

#### **第3節 計画推進にあたっての基本となる事項**

#### **第4節 計画の基本方針**

比布町、北海道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定めています。

#### **第5節 比布町の地形、地質及び社会的現象**

#### **第6節 比布町及びその周辺における地震の発生状況**

本町では大きな被害はこれまで発生していないものの、近年発生している直下型の大地震は、「いつ」、「どこで」発生するかわからない状況にあり、日頃からの備えが重要となります。



## 第7節 比布町における地震の想定

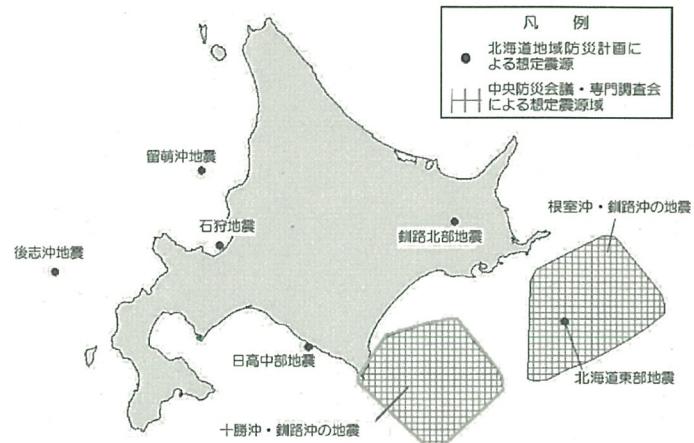
### 第1 基本的な考え方

想定される地震	十勝沖・釧路沖の地震	増毛山地東縁断層帯による地震	全国どこでも起こりうる直下の地震
地震の規模等	・マグニチュード：8.2	・マグニチュード：7.8	・マグニチュード：6.9

#### (※1) 8つの海溝型地震

北海道地域防災計画で想定されている6つの地震（石狩地震、北海道東部地震、釧路北部地震、日高中部地震、留萌沖地震、後志沖地震）と中央防災会議（平成18年1月）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会で想定されている2つの地震（十勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震）を合わせて8つの地震を想定している。

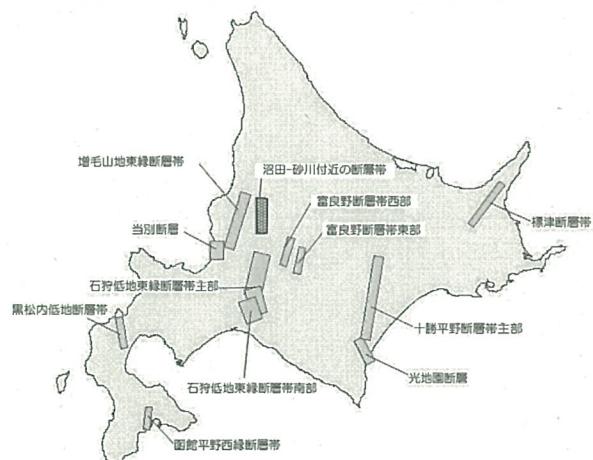
(北海道、中央防災会議の想定地震位置)



#### (※2) 8つの断層帯

地震調査研究推進本部では、道内の主要な活断層として8つの断層帯（標津断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、増毛山地東縁断層帯、当別断層、石狩低地東縁断層帯、黒松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯）を想定している。

(地震調査研究推進本部の想定地震位置)



#### (※3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM 6.9を上限として地震規模を想定している。

本町においても中央防災会議と同様に、「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定し、M6.9で揺れの大きさを想定している。

## 第2 被害の予測

### 1 地震による被害

想定した3タイプの地震のうち、比布に最も大きな被害をもたらす地震は「全国どこでも起こりうる直下の地震」(震度6弱)であり、建物被害では、建築物全体の全壊<sup>※1</sup>棟数が29棟、半壊<sup>※1</sup>棟数が244棟を合わせた273棟と想定されます。また、人的被害は死者数1人、負傷者数36人を合わせた37人と想定されます。

なお、現在道内で想定される「十勝沖・釧路沖の地震」(震度4)、「増毛山地東縁断層帯による地震」(震度5弱)においては、いずれも建物被害、人的被害はないものと考えられています。

地震のタイプ 計測震度	十勝沖・釧路沖の地震	増毛山地東縁断層帯による地震	全国どこでも起こりうる直下の地震
町内の最大震度	・最大震度：4	・最大震度：5弱	・最大震度：6弱
建築物の被害予測	・全壊 0棟 (木造:0棟、非木造:0棟) ・半壊 0棟 (木造:0棟、非木造:0棟)	・全壊 0棟 (木造:0棟、非木造:0棟) ・半壊 0棟 (木造:0棟、非木造:0棟)	・全壊 29棟 (木造:27棟、非木造:2棟) ・半壊 244棟 (木造:235棟、非木造:9棟)
人的被害	・死者 0名 ・負傷者 0名	・死者 0名 ・負傷者 0名	・死者 1名 ・負傷者 36名

※1 全壊：住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のもの。

※2 半壊：住家の損害がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が、20%以上50%未満のもの。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 住民の心構え

#### 1 家庭における措置

##### (1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ 崖崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火器器具の点検や火器周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常用食、救急用品、非常持出用品を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。



## (2) 地震発生時の心得

- ア わが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たら消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狹い路地、堀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ク みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。



## 第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町、及び関係機関は地震時における安全性を確保するため、地震に強いまちづくりを推進します。

### 第1 地震に強いまちづくり

- 市街地の整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化等の促進
- 公園、緑地、広場等の防災空間の確保
- 避難路、緊急輸送道路となる道路の整備
- 多数の方が利用する施設等の災害対応力の強化

## 第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

### 第4節 防災訓練計画

### 第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

### 第6節 相互応援（受援）体制整備計画

### 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

### 第8節 避難体制整備計画

### 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

### 第10節 火災予防計画

### 第11節 危険物等灾害予防計画

### 第12節 建築物等灾害予防計画

### 第13節 土砂災害予防計画

### 第14節 液状化災害予防計画

### 第15節 積雪・寒冷対策計画

### 第16節 業務継続計画の策定

第4節から第17節までの計画は、一般災害編の計画を準用する物とします。



比布町は、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な事を定めた、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めます。

## 第17節 複合災害に関する計画

### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1節 応急活動体制

#### 第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達する計画を定めています。

緊急地震速報等の伝達



#### 第3節 災害情報等の収集、伝達計画

#### 第4節 災害広報・情報提供計画

#### 第5節 避難対策計画

#### 第6節 救助救出計画

#### 第7節 地震火災等対策計画



大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがあります。

このため、住民等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画を定めています。

#### 第8節 災害警備計画

#### 第9節 交通応急対策計画

#### 第10節 輸送計画

#### 第11節 ヘリコプター等活用計画

#### 第12節 食料供給計画

#### 第13節 給水計画

#### 第14節 衣料・生活必需物資供給計画

#### 第15節 石油類燃料供給計画

#### 第16節 生活関連施設対策計画

第3節から第6節、第8節から第30節までの計画は、一般災害編の計画を準用する物とします。

町及び関係機関は、上水道、下水道、電気、電気通信の各施設の被害状況把握と緊急措置を実施します。

#### 第17節 医療救護計画

#### 第18節 防疫計画

#### 第19節 廃棄物処理等計画

#### 第20節 家庭動物等対策計画

#### 第21節 文教対策計画

#### 第22節 住宅対策計画

#### 第23節 被災建築物安全対策計画



被災した住宅、事務所、店舗等に対して速やかに危険度判定を実施します。

#### 第24節 被災宅地安全対策計画

#### 第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

- 第 26 節 障害物除去計画
- 第 27 節 広域応援・受援計画
- 第 28 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画
- 第 29 節 防災ボランティアとの連携計画
- 第 30 節 災害救助法の適用と実施

#### 第 4 章 災害復旧計画

地震等の災害が発生した時には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地への復興につなげていく必要があります。

このため、比布町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、迅速な原状復旧を目指すのか、計画的復興を目指すのかについて、早急に検討し、計画的に災害復旧事業を実施するよう努めます。

- 第 1 節 災害復旧計画
- 第 2 節 被災者援護計画
- 第 3 節 災害応急金融計画

